

ちばの木の香る街づくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県産木材の利用促進を通じて森林の健全な育成を図るため、県産木材を使用した内装等の木質化や木製品の設置に係る経費に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則(昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるところによる。

(1)「県産木材」とは、次の3つの条件を満たす木材をいう。

- イ 千葉県内の国有林または地域森林計画対象民有林で伐採されていること。
- ロ 間伐材等または適正な手続きを経て主伐後に再造林等が計画されている森林から伐採されていること。
- ハ ちばの木認証センターが行うちばの木認証制度等により、産地及び合法性が証明されていること。

(2)「公共建築物」とは、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)第2条第2項に定められたものをいう。

(3)「民間の展示効果の高い施設」とは、銀行、郵便局、交通機関(待合施設、停留所等)、観光施設、ショッピングモール、店舗、病院(待合スペース等)など不特定多数の県民が利用する民間施設で、施設利用者への展示波及効果等が高い施設をいう。

(4)「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

(5)「木製品」とは、机、椅子、ベンチ、棚、間仕切りなどのじゅう器で主に木材を使用し製作されたものをいう。なお、小物類は含まない。

(6)「補助対象施設」とは、当該事業により補助を受けて内装等の木質化及び木製品の設置を行う施設をいう。

(事業区分、経費及び補助率)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、公共建築物及び民間の展示効果の高い施設における県産木材を使用した内装等の木質化や木製品の設置に係る経費とし、事業区分、補助事業者、補助対象経費及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

(補助事業者)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、当該事業の補助の対象とならない。

(1) 千葉県県の県税を滞納しているもの

(2) 法人その他の団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。)のうちに次のいずれかに該当する者があるもの

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

ロ 次のいずれかに該当する行為((ロ)又は(ハ)に該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

(イ) 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

(ロ) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

(ハ) 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ハ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(3) 直近の収益がマイナスである法人及びその団体。ただし、マイナス分を補填できるだけの内部留保があることを証明できる書類を提出した場合は除く。

(補助金の交付対象要件)

第5条 補助対象施設は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 千葉県内に所在すること。
- (2) 補助事業者が所有し、又は維持管理する施設であること。
- (3) 施設利用者等が特定の団体や契約会員等のみに限定されず、多数の者が利用等できること。また、事業実施後、8年以上継続的に多数の者の利用等が見込まれること。
- (4) 内装等の木質化のみ実施する場合は、木質化する延べ面積が合計で20平方メートル以上であること。
- (5) 県産木材の使用率は、総木材使用材積に対して内装等の木質化は80パーセント以上、木製品の設置は原則として100パーセントであること。
- (6) 事業実施年度の2月末までに、内装等の木質化の工事又は木製品の設置が完了する見込みであること。
- (7) 補助対象施設に、事業名と、森林環境譲与税が活用されている旨と、県産木材を使用して整備した内容を施設利用者に対して明示するための表示板などを設置すること。

(申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金交付の申請をしようとするときは、知事が定める期日までに補助金交付申請書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 当該事業を実施しようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の条件)

第7条 規則第5条に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更(別表に定める重要な変更に限る。)をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業を中止又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

(3) 事業が予定の期間内に完了せず又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(承認申請)

第8条 前条の規定により知事の承認を受けようとするときには、変更承認申請書(第2号様式)、又は廃止承認申請書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときには、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付に係る会計年度の3月31日のいずれか早い時期までに実績報告書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

2 第6条第2項ただし書の規定により交付の申請をした者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第6条第2項ただし書の規定により交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときは、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(第5号様式)により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(交付の請求)

第10条 規則第15条の規定により補助金交付の請求をしようとするときは、補助金交付請求書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第11条 知事は、補助事業者が規則第17条第1項の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。なお、これは補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(暴力団密接関係者)

第12条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第4条第2号ロ又はハに該当する者(補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体)とする。

(補助金の経理等)

第13条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(関係帳簿等の調査)

第14条 知事が必要と認めた場合は、補助事業者に対し、報告を求め、又は関係帳簿、書類等を調査することができる。

2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても、適用があるものとする。

(適正な管理等)

第15条 事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、補助目的に沿って効果的な運用を図らなければならない。

2 取得財産等をやむを得ず処分又は目的外使用としようとする場合は、事前に知事に協議を行うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月13日から施行し、平成30年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月14日から施行し、令和2年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月8日から施行し、令和3年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月16日から施行し、令和4年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月22日から施行し、令和5年度予算に係る補助金から適用す

る。

附 則

この要綱は、令和6年4月16日から施行し、令和6年度予算に係る補助金から適用する。

別表

事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助率	重要変更	備考
内装等の 木質化	(1)市町村 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく市町村方針を策定済みであるか、事業年度中に策定予定のものに限る。	内装等の木質化に係る工事費(資材費と労務費及び諸経費の合計金額)。 ただし、既存施設の取り壊し等の経費は対象としない。	補助対象経費の1/2以内とする。 ただし、算定された額に1千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 また、400万円を上限とする。	(1) 補助事業者の代表者、所在地及び役員の変更 (2) 事業区分ごとに事業費の30パーセントを超える増減 (3) 事業実施箇所の変更	同一年度内においては、1対象施設につき、1回の補助とする。 また、内装等の木質化及び木製品の設置について国等の補助金の対象となるもの、並びに十分な展示効果が得られないなど知事が不相当と認めたものは補助対象外とする。
木製品の 設置	(2) 社団法人、財団法人、社会福祉法人等の公共的団体 法人格を有するものに限る。 (3) 民間事業者 法人登記がなされているものに限る。	木製品の購入、設置に要する経費(購入費、加工費、組立費、設置費、運搬費)。 ただし、1木製品当たりの下限額は2万円とする。			

第1号様式(第6条)

ちばの木の香る街づくり推進事業補助金交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
実施事業主体名
代表者氏名

年度において、下記のとおりちばの木の香る街づくり推進事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 経費の負担区分

区分	事業費 (円)	補助対象経費 (円)	補助対象経費の内訳(円)		備考
			県補助金 (千円未満切り捨て)	負担金	
内装等の 木質化					
木製品の 設置					
計					

3 収支予算

(1) 収入の部

区分	予算額(円)	備考
県補助金 (千円未満切り捨て)		
負担金		
計		

(2) 支出の部

区分	予算額(円)	根拠	備考
計			

4 事業完了予定年月日 年 月 日

(施工・設置・支払いを完了し、県に実績報告書を提出する予定の日)

5 添付書類

(1) ちばの木の香る街づくり推進事業計画書 (要領第1号様式)

(2) 申請者の概要 (要領第2号様式)

第2号様式(第8条)

ちばの木の香る街づくり推進事業変更承認申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
実施事業主体名
代表者氏名

年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあったちばの木の香る街づくり推進事業について、下記のとおり計画を変更したいので千葉県補助金等交付規則第5条の規定により承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 経費の負担区分

区分	事業費 (円)	補助対象経費 (円)	補助対象経費の内訳(円)		備考
			県補助金 (千円未満切り捨て)	負担金	
内装等の 木質化					
木製品の 設置					
計					

3 収支予算

(1) 収入の部

区分	予算額(円)	備考
県補助金 (千円未満切り捨て)		
負担金		
計		

(2) 支出の部

区分	予算額(円)	根拠	備考
計			

4 事業完了予定年月日 年 月 日

(施工・設置・支払いを完了し、県に実績報告書を提出する予定の日)

注1 当該変更に係る部分については、上段に括弧書きで当初計画を記載すること。

注2 変更により補助金の額が変わる場合は変更承認申請書の本文の後に「なお、補助金
円を 円に変更交付されたく併せて申請します。」と記載すること。

第3号様式(第8条)

ちばの木の香る街づくり推進事業廃止承認申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
実施事業主体名
代表者氏名

年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあったちばの木の香る街づくり推進事業について、下記のとおり事業を廃止したいので千葉県補助金等交付規則第5条の規定により承認を申請します。

記

1 廃止の理由

2 廃止をしようとする日

年 月 日

第4号様式(第9条)

ちばの木の香る街づくり推進事業実績報告書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
実施事業主体名
代表者氏名

年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあったちばの木の香る街づくり推進事業が完了したので、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 経費の負担区分

区分	事業費 (円)	補助対象経費 (円)	補助対象経費の内訳(円)		備考
			県補助金 (千円未満切り捨て)	負担金	
内装等の 木質化					
木製品の 設置					
計					

2 収支精算

(1) 収入の部

区分	精算額(円)	備考
県補助金		
負担金		
計		

(2) 支出の部

区分	精算額(円)	根拠	備考
計			

3 事業完了年月日 年 月 日

(施工・設置・支払いを完了し、県に実績報告書を提出する日)

4 添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 完成写真
- (3) 納品書の写し
- (4) 支出証拠書類 (請求書・領収書) の写し
- (5) 産地及び合法性の確認できる書類の写し (「ちばの木管理票」とそれに付随する「森林経営計画書」及び「認定書」、再造林について記載された「伐採及び伐採後の造林の届け出受理通知」等の書類)
- (6) その他知事が必要と認める資料

第5号様式(第9条)

ちばの木の香る街づくり推進事業に係る消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
実施事業主体名
代表者氏名

年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあったちばの木の香る街づくり推進事業について、ちばの木の香る街づくり推進事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により次のとおり報告します。

記

- 1 千葉県補助金等交付規則第14条の規定による補助金の確定額
- 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 (A)
- 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 (B)
- 4 補助金返還相当額 (B)－(A)

第6号様式(第10条)

ちばの木の香る街づくり推進事業補助金交付請求書

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

住 所
実施事業主体名
代表者氏名

年 月 日付け千葉県 達第 号で額の確定のあつちばの木の香る街づくり推進事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付確定額	円
交付請求額	円

振込先	金融機関・店舗名	預金種目	口座番号
	銀行 支店	1 普通 2 当座	
	口座名義人 (カナ)		

誓約書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

実施事業主体名

代表者氏名

㊞

補助金の交付を申請した事業を行う者(法人その他の団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。))がちばの木の香る街づくり推進事業補助金交付要綱第4条第2号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

第8号様式(第4条)

役員等名簿

番号	商号又は名称(半ｶﾀ)	商号又は名称(漢字)	氏名(半ｶﾀ)	氏名(漢字)	生年月日				性別 (M・F)	住所	職名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における(私・当法人(団体))の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所(法人その他の団体にあつては主たる住所の所在地)

氏名(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行うものが

- ・法人である場合は本人を記載すること。
 - ・法人その他の団体である場合は、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。)を記載すること。
- ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。